

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月28日
【会社名】	株式会社ジェイホールディングス
【英訳名】	J-Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 眞野 定也
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 山室 敬史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目7番11号
【電話番号】	03(6455)4278
【事務連絡者氏名】	取締役 山室 敬史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	<p>（第10回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,488,600円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,771,268,600円</p> <p>（第11回新株予約権証券） その他の者に対する割当 1,680,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,317,680,000円</p> <p>（注） 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。</p>
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	82,700個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	1,488,600円
発行価格	新株予約権1個につき18円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.18円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年2月13日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェイホールディングス 管理本部 東京都港区麻布十番一丁目7番11号
払込期日	2026年2月13日（金）
割当日	2026年2月13日（金）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 銀町支店 東京都千代田区銀町三丁目2番地

(注) 1. 第10回新株予約権証券（以下「第10回新株予約権」といい、第11回新株予約権証券（以下「第11回新株予約権」といいいます。）と個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）については、2026年1月28日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム。以下「EVO FUND」といい、Recharge Power（台湾、代表者：廖福生。以下「Recharge Power」といいます。）、SIC ENERGY（シンガポール、代表者：TAY WEI LOON EDWIN、CHEN YANG-YUAN。以下「SIC ENERGY」といいます。）、眞野定也（以下「眞野氏」といいます。）及びPARK KUNTAERANG（以下「PARK氏」とい、Recharge Power、SIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏を個別に又は総称して「FSW割当予定先」といいます。）と個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権の買取契約を締結した上で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に各割当予定先との間で総数引受契約（以下、EVO FUNDとの間の当該買取契約及び各割当予定先との間の総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 第10回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 第10回新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 第10回新株予約権の目的となる株式の総数は8,270,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、第10回新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、第10回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>(1) 行使価額は、第10回新株予約権の割当日の1取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）後に初回の修正がされ、割当日の4取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に先立つ3連続取引日（以下、2026年1月28日と個別に又は総称して「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含む。）から当該株主確定日等（当日を含む。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により第10回新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。）及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は、当初107円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>8,270,000株（2025年6月30日現在の発行済株式総数8,828,500株に対する割合は93.67%）</p> <p>6. 第10回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて第10回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）</p> <p>886,378,600円（但し、第10回新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 第10回新株予約権の全部の取得を可能とする条項</p> <p>第10回新株予約権には、第10回新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）

新株予約権の目的となる株式の数	<p>第10回新株予約権の目的である株式の総数は8,270,000株（第10回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）」において「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 . 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第10回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2 . 第10回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、当初、214円（以下「当初行使価額」という。）とする。</p> <p>3 . 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、第10回新株予約権の割当日の1取引日後（2026年2月16日）に初回の修正がされ、割当日の4取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日である価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。</p> <p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。</p> <p>4 . 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第10回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、株式会社ジェイホールディングス第8回新株予約権、第9回新株予約権、及び第11回新株予約権、並びに当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第10回新株予約権を使用した第10回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第10回新株予約権者」という。）に對しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>0.1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満の小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用日の前日までに第10回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,771,268,600円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第10回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、第10回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第10回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第10回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第10回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第10回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	2026年2月16日から2027年5月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 第10回新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 麻町支店
新株予約権の行使の条件	第10回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、2026年5月15日以降、第10回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた第10回新株予約権を取得する日（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）」において「取得日」という。）の11取引日以上前に第10回新株予約権者又は第10回新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに第10回新株予約権者又は第10回新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、第10回新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる第10回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第10回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第10回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 別記「新株予約権の行使期間」欄で定める第10回新株予約権の行使期間の末日において第10回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第10回新株予約権の全てを第10回新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる第10回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。なお、本買取契約において、第10回新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

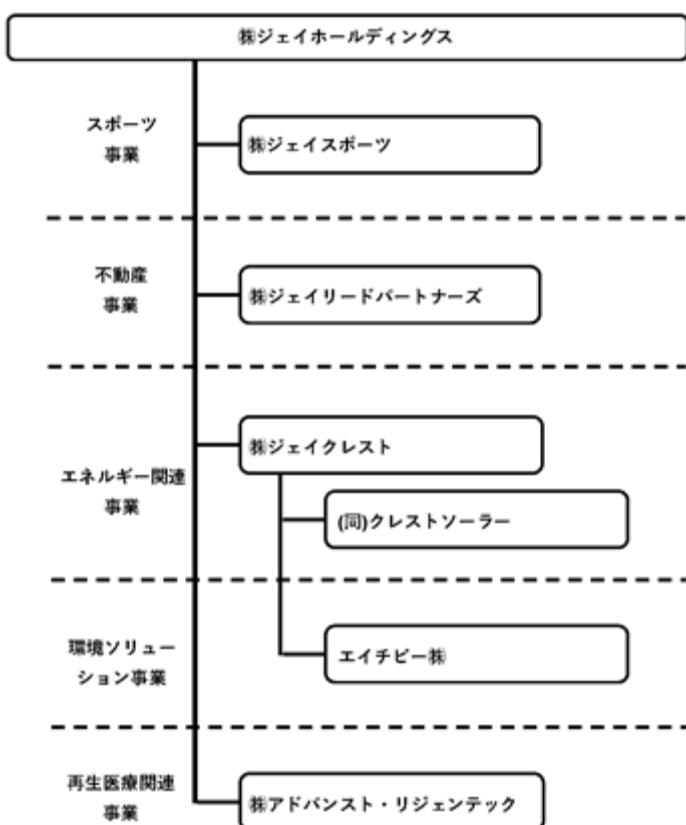
(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載のとおりの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本資金調達の特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、第三者割当の方法による本新株予約権に係る資金調達方法（以下本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

(1) 資金調達の目的

当社は、純粋持株会社である当社と連結子会社6社にて企業集団を形成しております。連結子会社6社のうち、株式会社ジェイスポーツは2か所のフットサル施設を管理運営する「スポーツ事業」、株式会社ジェイリードパートナーズは様々な投資スキームの構築によるフィンテック事業、不動産テック事業への展開を志向する「不動産事業」、株式会社ジェイクレスト及び合同会社クレストソーラーは「エネルギー関連事業」として、系統用蓄電所を開発し管理運用する業務や外部顧客へ販売する業務等を行う系統用蓄電池事業、及び太陽光発電施設の仕入、販売及び仲介業務を行う太陽光事業を行っております。エイチビー株式会社では安定型最終処分場を運営する「環境ソリューション事業」、株式会社アドバンスト・リジエンテックにおいては順天堂大学との共同研究契約に基づき、エクソソーム¹⁾に関する研究事業及び細胞培養加工施設においてエクソソームを精製し販売する事業（以下、総称して「再生医療関連事業」といいます。）をそれぞれ行っております。（下図参照）

1) エクソソームとは、細胞から分泌される直径50~150nm程度の膜小胞であり、細胞外小胞(extracellular vesicle; EV)の一種です。その表面は脂質二重膜構造であり、タンパク質・mRNA・miRNA・DNA断片などの生体分子を内包しており、細胞間の情報伝達を担っております。



当社は、前連結会計年度（2024年12月期）において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し債務超過となつたことなどから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。加えて、当社は、前連結会計年度末時点において債務超過の状態であることを受けて、2025年3月28日付で「上場維持基準の適合に向けた計画（流通株式時価総額・純資産の額）及び純資産の額（改善期間入り）について」を公表しており、上場維持基準への適合に向けた取組として、既存事業における収益基盤の強化、新規事業への参入による新たな収益源の確保及び第三者割当増資の実施といった施策を実行し、当該状況の解消・改善に努めています。

なお、2025年12月期第3四半期連結会計期間末時点の純資産の額は33百万円であります、2025年10月1日以降2025年12月末日までの間に新株予約権の行使により、137百万円の資金調達が完了し、全額が純資産の部に算入されております。その結果、2025年12月期においても資産超過の状態は維持できるものと考えております。

当連結会計年度（2025年12月期）第3四半期連結累計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

なお、当第3四半期連結累計期間におけるセグメント毎の事業の概況は以下の通りであります。

スポーツ事業

つかしん店（兵庫県）では、ジュニアスクールの充実化などを図り会員数が増加し、增收増益となりました。また、東山田店（神奈川県）では、好調であった前年同期に比べ売上高は微減したものの、コスト削減策の効果により減収増益となりました。その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は84,960千円（前年同期比0.1%増）、営業利益は23,088千円（前年同期比13.6%増）となりました。

不動産事業

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針でしたが、当第3四半期連結累計期間で売上高は計上されておらず（前年同期売上高は - 千円）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は10,167千円（前年同期は8,125千円の営業損失）となりました。

We b事業

2023年7月1日よりWe b事業を休止していることから、当第3四半期連結累計期間において売上高は計上されず（前年同期売上高は - 千円）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は126千円（前年同期は200千円の営業損失）となりました。なお、2024年9月3日付の当社取締役

会において、Web事業を行っていた当社連結子会社である株式会社アセット・ジーニアスの解散及び清算を決議し、2025年8月14日に清算結了いたしました。

エネルギー関連事業

当第3四半期連結累計期間においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず（前年同期売上高は - 千円）、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は14,981千円（前年同期は12,276千円の営業損失）となりました。なお、当第3四半期連結累計期間より、「系統用蓄電池事業」として、系統用蓄電所を開発し、当該蓄電所を外部顧客へ販売する系統用蓄電所開発販売業務及び系統用蓄電池への投資を目的とした集団投資スキームの組成、管理、運用を行うファンド管理業務を新たに開始いたしました。

環境ソリューション事業

当第3四半期連結累計期間においては、当社グループ産業廃棄物処理施設における施設メンテナンスにより産業廃棄物の受入を休止していた期間が生じていたことや前年同期において大型受注があったことによる反動等の影響により、売上高は30,532千円（前年同期比41.9%減）となりました。一方、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は9,453千円（前年同期は46,898千円の営業損失）となりましたが、当事業にかかるのれんを2024年12月期に減損したことにより、のれん償却費の負担が生じなくなったため、前年同期比で増益となりました。

再生医療関連事業

当第3四半期連結累計期間において、順天堂大学との共同研究契約に基づくエクソソームに関する基礎臨床研究にかかる事業及び細胞培養加工施設においてエクソソームを精製し販売する事業である「再生医療関連事業」を開始しました。当第3四半期連結累計期間においては、細胞培養加工施設を建設中でありますが、研究開発費の支出など販売費及び一般管理費の負担が生じているため、営業損失は52,429千円となりました。

当社では、上述の現状を改善するために、2026年1月28日付「資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、当社が新規事業として2025年6月25日より開始している系統用蓄電池事業において、台湾の上場企業として再生可能エネルギー関連事業を行っているJ&V Energy Technology（以下「J&V」といいます。）の子会社であり、系統用蓄電池事業者として台湾トップクラスの実績を持つRecharge Powerとの間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」といいます。）を締結し、今後Recharge Powerの子会社であるFuture Grid1号合同会社（以下「FG社」といいます。）より系統用蓄電所を取得し、主に自社保有により運営することを計画しております。なお、当社がFG社より取得する系統用蓄電所については、「3新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途 <表> 当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧」に記載の具体的な2案件に、今後開発する蓄電所のうち5件を加えて計7件を本資金調達により調達した資金を元手に取得することを計画しております。さらに、本資本業務提携においては、当社の蓄電所取得資金として、Recharge Powerが、当社の要請に応じて、Recharge Powerの判断により総額1億米ドル（日本円で約150億円（1ドル=150円換算））を上限に融資を実行できる旨のコミットメントラインが設定されていることから、当該融資により調達した資金を元手に追加で30件（1件あたり5億円）を目標に蓄電所を取得して参ります。

Recharge Powerは、系統用蓄電池のインテグレータとして、系統用蓄電所の開発実績が豊富（307MW（出力ベース）/647MWh（容量ベース））であり、アグリゲーターとしても台湾で第2位の運用実績を誇ります。Recharge Powerの強みは、EMS（エネルギー・マネジメントシステム）開発・建設・保守運用をワンストップで提供できるところにあり、さらにアグリゲーターとしても、台湾電力認定の18件の「Qualified Trader」ライセンスを保有しているなどトップレベルのトレーディングチームを形成しています。Recharge Powerは、本資本業務提携にもとづき、当社第11回新株予約権を31,750個引受けた他、上述のコミットメントラインの任意の実行、系統用蓄電所にかかる運用保守システム・EMS・アグリゲーターシステムの開発及び子会社におけるプロジェクト管理支援などの役割を担います。当社は、FG社より系統用蓄電所を取得いたしますが、同じくRecharge Powerの子会社であるREENS株式会社（以下「REENS社」といいます。）が、当該蓄電所の開発のために、EPC業者として対象地の選定、電力系統への接続申請、蓄電池設備の調達、建設工事などの一連の蓄電所開発を行います。なお、REENS社は、蓄電所の取得後においては、当該蓄電所設備の運用・保守業務を受託する予定であります。また、Recharge Powerの子会社であるRecharge Power合同会社（アグリゲーター・ライセンス取得済み、2026年末頃にアグリゲーターサービス提供開始予定）に、アグリゲーター業務を委託する予定であります。

今回、当社がRecharge Powerと資本業務提携を行うことで、当社は、FG社より日本国内の系統用蓄電所を取得し、その結果、具体的な取得案件として早期に稼働予定の蓄電所（2026年12月稼働予定）も存在していることから、来期（2027年12月期）より当社収益への貢献を見込んでおります。さらに、Recharge Powerが有する系統用蓄電所の運用保守業務及び電力市場での取引業務に関する豊富な知見を当社蓄電所の運営業務に投入することで電力市場での高い運用成果についても期待ができるものと考えております。

上述のとおり、本資本業務提携においては具体的に早期に収益化が見込める系統用蓄電所の取得案件も生じていることから、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、3,400百万円については、系統用蓄電所の取得資金として、670百万円については人件費、賃借料、専門家費用（監査法人への監査報酬、弁護士、会計士、税理士等への顧問報酬等）を含む運転資金に充当することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

（2）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がEVO FUNDに対しM S ワラントである第10回新株予約権及びFSW割当予定先に対し第11回新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。なお、2026年1月30日開催予定の当社臨時株主総会において、当社の発行可能株式総数を38,000,000株とする旨の定款の一部変更に関する議案が承認されなかった場合は、本新株予約権の発行総数を101,715個とし、各回号の発行数については、当初の発行予定個数の比率で按分し、第10回新株予約権41,499個及び第11回新株予約権60,216個を発行するものとします。また、当社は、2026年2月2日以降、本新株予約権の行使により、その目的となる株式が発行された場合に発行可能株式総数を超過する状態になったときは、当該状態となった日の5取引日後に、残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

<第10回新株予約権>

行使価額の修正

第10回新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後に初回の修正がされ、割当日の4取引日後に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2026年1月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。また、価格算定期間ににおいて第10回新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。また、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、上記に準じて行使価額は修正されます。行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値からディスカウントされることが一般的ですが、第10回新株予約権においては、ディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、第10回新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。また、第10回新株予約権においては、上記のとおりディスカウントがなされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。

下限行使価額は当初107円としますが、第10回新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、同種の資金調達案件との比較検討に加え、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

- (a) 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、單一暦月中に割当予定先が第10回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、第10回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第10回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- (b) 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第10回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第10回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第10回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。

- (c) 割当予定先は、第10回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。
- (d) 上記(c)に従い第10回新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記(a)乃至(c)と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとすること。

< 第11回新株予約権 >

当社が割当予定先であるRecharge Power、SIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏に対して行使期間を5年間とする第11回新株予約権120,000個を発行し、割当予定先であるRecharge Power、SIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏による第11回新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。第11回新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、第11回新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株です。

第11回新株予約権の当初行使価額は2026年1月27日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の90%の金額であるものの、第11回新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとします。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とします。）（以下「修正基準日時価」といいます。）に修正されます。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。なお、行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできません。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は様々な資金調達方法を比較・検討してまいりました。2025年9月頃、当社が新株予約権を用いた資金調達のアレンジメントにおいて豊富な実績とノウハウがあるEVO FUNDの関係会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：ショーン・ローソン。以下「EJS」といいます。）に資金調達に関して問い合わせを行い、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を同月に受けました。

EJSより提案を受けた本スキームのうち、第10回新株予約権は、当面の資金需要を満たす資金を高い蓋然性をもって調達できるように行使価額修正条項を付した設計であり、また、第11回新株予約権は、当社の決議により行使価額を修正することが出来ることとすることで、中期的な期間で当社に必要な資金の調達が期待できる設計となっております。

第10回新株予約権の発行後の行使に伴う当社普通株式の市場での売却によって株価が下落し、第11回新株予約権の行使価額を下回った場合、第11回新株予約権の行使が進まないリスクがありますが、第10回新株予約権で調達した資金を下記「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の資金使途に充当することで、第10回新株予約権の株価下落圧力を上回る企業価値の向上を実現するとともに、第11回新株予約権に基づく中期的な資金調達と合わせて、短期的かつ中期的な資金調達を実現することができると判断しました。

第10回新株予約権については、EVO FUNDの投資家としての収益を確保しつつも、当社として早期の資金調達とともに資金調達額の最大化を可能とするため、EVO FUNDとの間の協議を経て、既存株主への影響を最大限に抑制する観点から0%のディスカウント率となりました。一方、第11回新株予約権の行使価額に係るディスカウント率は10%ではありますが、中長期的に当社へ投資ができる割当先がディスカウント率0%ではみつかりませんでした。

このように、EJSより提案を受けた本スキームは、新株予約権を発行することから株価に対する一的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、既存株主の利益に配慮しながら、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社の事業計画上喫緊に必要な資金ニーズを満たすと同時に、当社の事業環境の進展に伴う株価上昇により、より有利な条件での資金調達を順次実施して行くことが可能なことから、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

そして、下記「(4)本資金調達の特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「3 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した各資金使途に必要となる資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。なお、本資金調達により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」の記載をご参照ください。

(4) 本資金調達の特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

資金調達コストの削減

本新株予約権の発行を一度に行うことでの複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計20,270,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付の新株予約権の場合、基準となる株価から、8~10%程度のディスカウントがなされた上で株式の交付が行われます。これに対し、第10回新株予約権は、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されるため、株価上昇時においては当該単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額が修正日前日終値の株価の90%を下回る可能性はあるものの、あらかじめ参考株価からディスカウントを設ける場合と比較してディスカウントは少なく、さらに、株価下降時においてはディスカウントが発生する可能性はより限定的となる設計となっております。したがって、参考株価からディスカウントがなされない第10回新株予約権においては、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、株価からの乖離をなくすことにより、ディスカウントがなされた場合に比べ株価への影響も軽減され、既存株主の皆様に配慮した設計となっております。なお、発行決議後に株価が上昇した場合に行使の蓋然性を高めるべく、第10回新株予約権の行使価額は、割当日の1取引日後から3取引日後までは発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額とし、発行決議後に株価が下落した場合にも行使がなされるよう、割当日の4取引日後は行使価額の修正条件に従って行使価額を修正するスキームとしております。取引所の定める有価証券上場規程施行規則第436条第5項第4号において、行使価額が発行決議日の終値以上の場合は、上記「(2)資金調達方法の概要 <第10回新株予約権> 制限超過行使の禁止」に記載した制限超過行使の禁止の適用除外とする旨を買取契約に定めることによっており、本買取契約においてもその旨定めております。

株価への影響の軽減

本新株予約権においては下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることではなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

株価上昇時の調達額の増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している20,270,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めて割当予定先に対し通知することにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能です。取得額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

本買取契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議における当社の事前の書面による承認を要します。そのため、当社の事前の書面による承認がない限り、割当予定先から第三者へ本新株予約権が譲渡されることはありません。

行使時期の分散

本スキームにおいて2回号の本新株予約権は同時に発行するものの、これらの行使期間及び行使価額修正方法が異なることから、それぞれの行使がされる期間は重ならないと想定され、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待できます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては本新株予約権の行使がなされない可能性があります。具体的には、当社では、本新株予約権にて調達する資金のうち、3,400百万円を支出して系統用蓄電所の取得を予定しておりますが、資金調達が不調となつた場合には、当該蓄電所の取得が進まず、系統用蓄電池事業の計画が遅延する可能性があります。

資金調達額の減少

本新株予約権は、株価の下落局面ではその行使価額も下方に修正されるため、下方修正後に行使が行われた場合、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性（本スキーム設計上の下落リスク）

EVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式であり、割当予定先のみに対する発行であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は20,270,000株（議決権数202,700個）であり、2025年6月30日現在の当社発行済株式総数8,828,500株及び議決権数88,266個を分母とする希薄化率は229.60%（議決権ベースの希薄化率は229.65%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合に

は、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

(d) 包括的新株発行プログラム（“STEP”）

新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似しておりますが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点があります。一方で、本資金調達は割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要事実の検討・推進をすることができます。

新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要があります。またMSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当ないと判断いたしました。

借り入れ・社債による資金調達

借り入れ・社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社はEVO FUNDとの間で、上記「（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- 5 . 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 6 . その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
- 7 . 第10回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第10回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第10回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第10回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第10回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- 8 . 第10回新株予約権に係る株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、第10回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第10回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
- 9 . 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第10回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第10回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	120,000個（新株予約権 1 個につき100株）
発行価額の総額	1,680,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき14円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき0.14円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2026年 2月13日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェイホールディングス 管理本部 東京都港区麻布十番一丁目 7 番11号
払込期日	2026年 2月13日（金）
割当日	2026年 2月13日（金）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 麻布支店 東京都千代田区麹町三丁目 2 番地

- （注）1. 第11回新株予約権については、2026年1月28日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後にRecharge Power、SIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 第11回新株予約権の目的となる株式の総数は12,000,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、第11回新株予約権の行使価額は本欄第2項のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、第11回新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準 行使価額は、第11回新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）（以下「修正基準日時価」という。）に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本項に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 本欄第2項の記載に従い修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初107円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 12,000,000株（2025年6月30日現在の発行済株式総数8,828,500株に対する割合は135.92%）</p> <p>6. 第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 1,285,680,000円（但し、第11回新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7. 第11回新株予約権の全部の取得を可能とする条項 第11回新株予約権には、第11回新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第11回新株予約権の目的である株式の総数は12,000,000株（第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）」において「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第11回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第11回新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p>

	<p>2 . 第11回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）」において「行使価額」という。）は、193円とする。</p> <p>3 . 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、第11回新株予約権の割当日から 6 か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、修正基準日時価に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本項に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。</p> <p>4 . 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第11回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）」において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後 } = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>
	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、株式会社ジェイホールディングス第 8 回新株予約権、第 9 回新株予約権、及び第10回新株予約権、並びに当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>

	<p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第11回新株予約権を行使した第11回新株予約権に係る新株予約権者（以下「第11回新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>0.1円未満の端数を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満の小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除了した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第11回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	2,317,680,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第11回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第11回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第11回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第11回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第11回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年2月16日から2031年2月17日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第11回新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジェイホールディングス 管理本部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 麻町支店</p>
新株予約権の行使の条件	第11回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、2026年5月15日以降、第11回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた第11回新株予約権を取得する日（以下、本「<u>2. 新規発行新株予約権証券（第11回新株予約権証券）</u>」において「取得日」という。）の11取引日以上前に第11回新株予約権者又は第11回新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに第11回新株予約権者又は第11回新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、第11回新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる第11回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する第11回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第11回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使期間」欄で定める第11回新株予約権の行使期間の末日において第11回新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する第11回新株予約権の全てを第11回新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる第11回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はないが、当社と本新株予約権者との間で締結する総数引受契約及び覚書において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「1. 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照。

2. 第11回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第11回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第11回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第11回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

3. 第11回新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、第11回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第11回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
4,088,948,600	18,000,000	4,070,948,600

（注）1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第10回新株予約権1,488,600円、第11回新株予約権1,680,000円、合計3,168,600円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額（第10回新株予約権1,769,780,000円、第11回新株予約権2,316,000,000円、合計4,085,780,000円）を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信用調査の外部委託費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約4,070百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
運転資金	670	2026年2月～2028年3月
系統用蓄電池事業 (系統用蓄電所の取得資金等)	3,400	2026年3月～2028年9月
合計	4,070	

- （注）1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
2. 資金使途優先順位は から順としますが、各項目の必要なタイミングに応じて柔軟に配分して参ります。
 3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使されない可能性や、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定期間との間に差異が生じる可能性があります。なお、本新株予約権の権利行使が充当期間を超過した場合及び調達資金が不足した場合には、必要に応じて、調達コストも勘案しつつ金融機関からの短期借入等の追加での資金調達により賄うことも検討する予定です。

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

運転資金

本新株予約権の発行により調達する資金のうち、670百万円については、当社グループの運転資金として人件費（月額12百万円）、賃借料（月額3百万円）、その他の販売費および一般管理費（月額10百万円）等に2026年2月から2028年3月の期間において充当することを計画しております。これは、系統用蓄電池事業については、当社が系統用蓄電所を取得し稼働させ収益を安定的に上げるために、2年程度を要する可能性があることから、社内にて運転資金の必要性につき保守的に検討した結果、当該期間での運転資金を確保することとしたものであります。割当予定先との間では、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら本新株予約権を適宜行使する旨、口頭にて承諾を得ております。仮に、調達する資金の具体的な使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、本新株予約権の行使により払込がなされた後に、当該行使による払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。

系統用蓄電池事業（系統用蓄電所の取得資金等）

本新株予約権の発行により調達する資金のうち、3,400百万円については、系統用蓄電池事業に支出することを計画しております。上記「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通り、当社は、系統蓄電池事業においてRecharge Powerと資本業務提携契約を締結し、今後FG社より系統用蓄電所を取得し、主に保有により運営することを計画しております。

当社がFG社より取得する系統用蓄電所については、下表「当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧」記載している具体的な2案件に今後開発する蓄電所のうち5件を加えて計7件にかかる取得資金として

3,400百万円（1件あたり平均約5億円）を充当する予定です。なお、早期に電力系統に接続する系統用蓄電所については、連携開始後から一定の収益を生み出す予定ではあるものの、系統用蓄電所の更なる取得を進めていく計画であり、稼働した系統用蓄電所から獲得する収入の時期及び金額規模よりも、追加取得のための資金の支出時期及び金額規模が先行して生じることが想定されることから、今後3年間で取得を計画している系統用蓄電所7件に対する取得資金として充当することとしております。

当社は、FG社より開発が完成した蓄電所を取得いたしますが、売買契約締結時点においては、以下のように複数の開発状況であることが想定されます。また、その売買代金については契約時から完成引渡しまでの進捗に応じたマイルストーンごとに分割して支払うことを予定しております。

- (a) 完成済み（工事完成後、電力系統への連携を開始し、既に稼働している状態）
- (b) 開発中（開発工事中の状態）
- (c) 開発前（対象地の電力会社との電力系統接続にかかる契約締結前の状態）

<表>当社が取得を予定している系統用蓄電所一覧

名称（仮称）	串間蓄電所	宮崎蓄電所
所在地	宮崎県串間市	宮崎県宮崎市
蓄電池出力	約2MW	約2MW
蓄電池容量	約8MWh	約8MWh
取得時期（予定）	2026年12月	2028年2月
系統連携開始（予定）	2026年10月	2027年12月

また、過去のファイナンスに関して、前回提出の有価証券届出書に記載した具体的な使途にかかる支出予定期と充当実績額は以下の通りであります。

第三者割当による第8回新株予約権の発行

割当日	2025年1月31日
発行新株予約権数	70,000個
発行価額	総額11,340,000円（新株予約権1個当たり162円）
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,074,340,000円
割当先	学校法人君津あすなろ学園、親川 智行、伊藤 美由紀、大内 将伸、黒田 欣、保坂 健、森上 和樹、中谷 正和、日高 早斗、千代田インベストメント株式会社
募集時における発行済株式数	7,128,500株
当該募集による潜在株式数	7,000,000株
現時点における行使状況	2,200,000株（残新株予約権数48,000個）
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	342,904,100円
発行時における当初の資金使途	借入金の返済 70百万円 運転資金 318百万円 再生医療関連事業 686百万円
発行時における支出予定時期	2025年1月 2025年1月～2026年1月 2025年1月～2026年3月
現時点における充当状況	これまでに調達した資金につきましては、下記のとおり充当しております。 借入金の返済 70百万円 運転資金 108百万円 未充当分210百万円は2025年12月～2026年1月にかけて充当してまいります。 再生医療関連事業 164百万円 未充当分504百万円は2025年12月～2026年3月にかけて充当してまいります。

（注） 2025年11月時点における状況を記載しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

EVO FUND

a . 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有) 純資産：約232.7百万米ドル (2025年8月31日現在) 払込資本金：1米ドル
	事業の内容	ファンド運用、投資業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権：Evolution Japan Group Holding Inc. 100% (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月27日現在におけるものです。

Recharge Power

a . 割当予定先の概要	名称	Recharge Power Co., Ltd.
	本店の所在地	6F., NO1, JIHU RD., NEIHU DIST., TAIPEI CITY 114066, TAIWAN, ROC
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	Recharge Power合同会社 東京都中央区日本橋箱崎町1-2TheShore日本橋茅場町 6 階 代表社員 大田 優紅
	代表者の役職及び氏名	董事長 廖福生
	資本金	383,500台湾千ドル (2024年12月31日現在)
	事業の内容	蓄電池システムインテグレーション、EPC、O&M、サイトコントローラーや監視システムの開発など
	主たる出資者及びその出資比率	J&V Energy Technology Co., Ltd. 66.42%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月27日現在におけるものです。

SIC ENERGY

a . 割当予定先の概要	名称	SIC ENERGY SINGAPORE PTE. LTD.
	本店の所在地	4 BATTERY ROAD, #25-01, BANK OF CHINA BUILDING, SINGAPORE 049908
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director : TAY WEI LOON EDWIN (ZHENG WEILUN EDWIN) Director : CHEN YANG-YUAN
	資本金	2米ドル (2024年12月31日現在)
	事業の内容	投資事業
	主たる出資者及びその出資比率	CHEN YANG-YUAN 50.0% SIC ENERGY STORAGE LIMITED 50.0%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2026年1月27日現在におけるものです。

眞野氏

a . 割当予定先の概要	氏名	眞野 定也
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社役員
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社第9回新株予約権（有償ストックオプション）2,900個を保有しております。
	人事関係	当社代表取締役
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、2026年1月27日現在におけるものです。

PARK KUNTAERANG

a . 割当予定先の概要	氏名	PARK KUNTAERANG
	住所	兵庫県神戸市
	職業の内容	会社員
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、2026年1月27日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

EVO FUND

当社は、上記「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載したとおり、上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した各資金使途に充当するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。

かかる目的をもって2025年9月上旬より多数の資金調達に貢献した実績があるEJSに相談していたところ、同月にEJSから本新株予約権による資金調達に関する提案を受けました。新株予約権付社債や普通株式の割当て等による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。

そして、本新株予約権の行使にともなって段階的に当社が必要とする資金を追加できる本スキームは当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至りました。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英國領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものであります。

Recharge Power

当社は、上記「1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）」

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通り、当社が行う系統用蓄電池事業において、台湾トップクラスの系統用蓄電池事業者であるRecharge Powerと資本業務提携契約を締結することとなりました。本資本業務提携により、当社は、今後投資総額約150億円の規模でRecharge Powerより系統用蓄電所を取得し、自社保有による運営または外部顧客へ販売することを計画しております。具体的には、Recharge Powerが日本国内で開発する系統用蓄電所を計画的に取得することを予定しておりますが、その中には早期に稼働予定の蓄電所も存在しており、来期（2027年12月期）より当社収益への貢献が可能であると見込んでおります。さらに、取得した蓄電所の運営においても、Recharge Powerが有する系統用蓄電所の運用保守業務及び電力市場での取引業務に関する豊富な知見を投入することができ、電力市場での高い運用成果についても期待ができるものと考えております。

したがって、Recharge Powerとの本資本業務提携により、当社系統用蓄電池事業が当社全体の収益への高い貢献が期待できることから、当社の企業価値・株主価値向上に大いに資する取り組みであると判断し、割当先として選定したものであります。

SIC ENERGY

SIC ENERGYは、2002年にシンガポールで設立され、有価証券の売買、管理、保有、運用及等の投資事業を行う法人であります。同社は、当社代表取締役である眞野がJ&V社の創業者であるKai Tan（譚宇軒）氏から紹介を受け知己であったところ、眞野が2025年9月中旬より当社の事業内容及び本第三者割当の趣旨を説明したところ、当社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の増資内容・意義にご賛同頂き、割当先として選定したものであります。

眞野氏

眞野氏は、当社代表取締役であり、同氏が自ら一定の資本を投入することで、当社の企業価値向上への強いコミットメントを示し、経営者としての責任をより一層明確にし、さらに責任を持って取り組むことが可能となることから、当社の今後の株主価値向上に資すると判断し、同氏に打診したところ、第三者割当を引き受けたいとの回答を受けました。そこで、当社は、同氏を割当予定先として選定しました。なお、新株式の発行も検討しましたが、新株式は発行と同時に既存株式の希薄化が生じる一方、新株予約権は5年間の行使期間にわたり行使されるため、希薄化が一度に全て発生しないことが想定されることから、既存株主への配慮を考慮し、新株予約権の割り当てに決定しました。

PARK氏

PARK氏は、当社取締役である中山宏一（以下、「中山」といいます。）と旧来の知己であり、中山が2025年10月上旬よりPARK氏に当社の事業内容及び本第三者割当の趣旨を説明したところ、当社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の増資内容・意義にご賛同頂き、割当先として選定したものであります。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、20,270,000株であり、その内訳は以下のとおりです。

第10回新株予約権（割当予定先：EVO FUND）：普通株式8,270,000株

第11回新株予約権（割当予定先：Recharge Power、SIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏）：普通株式12,000,000株

Recharge Power：普通株式3,175,000株

SIC ENERGY：普通株式2,825,000株

眞野氏：普通株式2,800,000株

PARK氏：普通株式3,200,000株

(4) 株券等の保有方針

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、本新株予約権につき下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- a . 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが第10回新株予約権を行使することにより取得される株式数（当該新株予約権を複数の者が保有している場合にあっては、当該行使が行われる日を含む暦月において当該複数の者による第10回新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を合算した株式数）が、第10回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%（算出にあたっては、同一暦月において第10回新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権付社債等で当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使期間が第10回新株予約権と重複するもの（当該新株予約権を除く第10回新株予約権を含む。）を発行している場合には、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる株式数を合算するものとします。）を超える場合には、当社は制限超過行使を行わせないこと。
 - b . EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第10回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第10回新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、第10回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
 - c . EVO FUNDは、第10回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束されること。
 - d . 上記c . に従い第10回新株予約権が譲渡された場合、当社は当該譲渡先との間でも上記a . 乃至c . と同様の内容を約し、当該譲渡先がさらに他の第三者に譲渡する場合も同様の内容を約するものとすること。
- さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡については当社取締役会による承認を要する旨定められています。EVO FUNDから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUNDとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨口頭で確認しております。

Recharge Power

割当予定先であるRecharge Powerは、本資本業務提携にもとづく保有であることから中長期的に保有する意向を有しております。

なお、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものになっており、当社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する当社株式の保有方針の確認を行う旨、割当予定先と口頭にて確認しております。また、当社取締役会で本新株予約権の譲渡を承認した場合には、その内容を適時開示いたします。

SIC ENERGY

割当予定先であるSIC ENERGYは、純投資を目的とし、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思はなく、よって、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら適宜本新株予約権行使し、当社株式の株価推移を踏まえ株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを、眞野がSIC ENERGYに対し、口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものになっており、当社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する当社株式の保有方針の確認を行う旨、割当予定先と口頭にて確認しております。また、当社取締役会で本新株予約権の譲渡を承認した場合には、その内容を適時開示いたします。

眞野氏

割当予定先である眞野氏からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式について、中長期保有の方針である旨を口頭で確認しております。また、権利行使を行うタイミングは、当社の資金需要に応じて戦略的判断に基づき権利行使を行う方針であることを口頭で確認しております。

PARK氏

割当予定先であるPARK氏は、純投資を目的とし、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思ではなく、よって、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら適宜本新株予約権行使し、当社株式の株価推移を踏まえ株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを、中山がPARK氏に対し、口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものになっており、当社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する当社株式の保有方針の確認を行う旨、割当予定先と口頭にて確認しております。また、当社取締役会で本新株予約権の譲渡を承認した場合には、その内容を適時開示いたします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書を確認しております、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、EVO FUNDは、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、EVO FUNDは本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上記のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断しております。

Recharge Power

Recharge Powerからは、直近3期分の監査済み決算書の提出を受け確認いたしました。直近決算期末時点における現金等の流動資産残高だけでなく、純資産についても585,956千台湾ドルの残高を有していることから、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

SIC ENERGY

SIC ENERGYからは、2025年12月31日時点の金融機関の預金残高の写しの提供を受け、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。なお、当該預金の残額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を使いし取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

眞野氏

眞野氏からは、2025年12月21日時点における金融機関の預金残高の写しを受領し、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認しました。また、本新株予約権行使するために必要な資金につきましては、同氏より、行使期間中に金融機関からの借入等を利用する予定であり、上記資産残高と併せて本新株予約権の全部の行使に要する資金を確保する予定である旨を口頭で確認しております。現時点において、本件増資にかかる情報を金融機関等に開示できないことから、本件借入に関する具体的な交渉は開始しておりませんが、眞野氏によると、本件増資の公表後、長年取引関係にある三菱UFJ銀行を含めた金融機関にて本件借入に関する交渉を開始する予定であります。なお、本件借入が十分にできない場合には、割り当てられた新株予約権を時機に応じて行使できない可能性もあります。

PARK氏

PARK氏からは、2026年1月5日時点の預金通帳の写し、同氏を借主、株式会社FTG Companyを貸主とする2026年1月8日付融資枠設定契約書（融資限度額：1億円、返済期日：2031年1月31日、金利：年2.0%、担保または保証：なし）の写し及び2026年1月8日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。なお、当該預金残高及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を使いし取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

(6) 割当予定先の実態

EVO FUND

当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階、代表取締役 高橋新治、以下、「TMR社」といいます。）にEVO FUND並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年11月13日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の誓約書の提出を受けております。

以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

Recharge Power

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるTMR社にRecharge Power並びに同社の役員である廖福生氏、譚宇軒氏、張建偉氏、趙書閔氏、黃致穎氏、林大翔氏、陳雅婷氏及び同社の親会社であるJ&Vについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年12月2日、Recharge Power、その親会社及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、Recharge Power、その親会社及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

SIC ENERGY

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるTMR社にSIC ENERGY並びに同社の役員であるTAY WEI LOON EDWIN氏、同社の大株主であり役員であるCHEN YANG-YUAN氏及び同社の大株主であるSIC ENERGY STORAGEについて調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年12月2日、SIC ENERGY、その役員及び大株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、SIC ENERGY、その役員及び大株主については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

眞野氏

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるTMR社に眞野氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2025年12月5日、眞野氏に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、眞野氏については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

PARK氏

当社は、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関であるTMR社にPARK氏、同氏に必要資金の融資を行っている株式会社FTG Company、当該会社の代表取締役である森川誠氏、李純哲氏及び李純峯氏について調査を依頼しました。そして、TMR社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年1月8日、PARK氏及び必要資金の借入先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から、当社は、PARK氏及び必要資金の借入先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、いずれの本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本 順三、住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号）に依頼しました。当社は当該第三者算定機関が第三者割当増資の引受案件において多数の評価実績があり、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する十分な専門知識・経験を有すると認められることから本新株予約権の第三者算定機関に選定いたしました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日（2025年1月27日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（214円）、ボラティリティ（46.5%）、予定配当額（0円／株）、無リスク利子率（1.7%）及び市場出来高を含みます。）について一定の前提を置き、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、及び評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第10回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の18円、第11回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の14円としました。

また、第10回新株予約権の行使価額は当初214円（2026年1月27日の終値）に設定しており、その後の行使価額は、修正日に、価格算定期間の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、初回の修正においては2026年1月28日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額）に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額（1円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

第11回新株予約権の行使価額は当初193円（2026年1月27日の終値の90%に相当する金額（1円未満端数切上げ））に設定しておりますが、当社の業績動向、財務動向、株価動向を踏まえ、また当社株式の流動性に鑑みると割当予定先が本新株予約権を全量行使した上で処分するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年1月27日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値である214円から10.00%ディスカウントした193円といたしました。これは、当社が過去4期間、親会社株主に帰属する当期純損失を継続して計上していること、継続企業の前提に重要な疑義を生じされるような事象または状況が引き続き存在していることなどを踏まえ、当社と割当予定先との行使価額における交渉の結果、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断したものであり行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものであります。その後の行使価額については、第11回新株予約権の割当日から6か月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。但し、行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできません。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、修正基準日時価に修正されますが、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額となります。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額（1円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名全員（うち2名が社外監査役）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機

関が当社と継続した取引関係なく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は20,270,000株（議決権数202,700個）であり、2025年6月30日現在の当社発行済株式総数8,828,500株及び議決権数88,266個を分母とする希薄化率は229.60%（議決権ベースの希薄化率は229.65%）に相当します。

そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に大規模な希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤の安定に資するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は280,420株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。

したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権の第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者の岡本大毅氏（弁護士、法律事務所あかつぎ）、当社の独立役員である刈谷龍太氏（当社社外監査役、弁護士）及び同じく当社の独立役員である関口常裕氏（当社社外監査役、公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数20,270,000株に係る議決権数202,700個は、当社の総議決権数88,266個（2025年6月30日現在）に占める割合が229.65%にあたります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services(Cayman)Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町4番 1号)	0	0.00	8,270,000	28.42
PARK KUNTAERANG	兵庫県神戸市	0	0.00	3,200,000	11.00
Recharge Power Co., Ltd.	6F.,NO1,JIHU RD., NEIHU DIST., TAIPEI CITY 114066, TAIWAN, ROC	0	0.00	3,175,000	10.91
SIC ENERGY SINGAPORE PTE. LTD.	4 BATTERY ROAD, #25-01, BANK OF CHINA BUILDING, SINGAPORE 049908	0	0.00	2,825,000	9.71
眞野 定也	東京都港区	0	0.00	2,800,000	9.62
L G T B A N K L T D (常任代理人 株式会社三菱 UFJ銀行)	P . O . B O X 85, F L - 949 O V A D U Z , F U R S T E N T U M L I E C H T E N S T E I N (東京都千代田区丸の内1丁目 4-5)	1,216,000	13.78	1,216,000	4.18
学校法人君津あすなろ学園	千葉県君津市上湯江三角1019番 地	500,000	5.66	500,000	1.72
日高 早斗	東京都港区	462,700	5.24	462,700	1.59
青山 洋一	東京都港区	430,000	4.87	430,000	1.48
中谷 正和	東京都港区	420,000	4.76	420,000	1.44
計		3,869,700	43.84	23,298,700	80.07

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2025年6月30日時点の総議決権数88,266個に、本新株予約権の目的となる株式の発行により増加する議決権数(202,700個)を加えた数で除して算出しております。
3. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。EVO FUNDより、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、EVO FUNDが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）

1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は20,270,000株（議決権数202,700個）であり、2025年6月30日現在の当社発行済株式総数8,828,500株及び議決権数88,266個を分母とする希薄化率は229.60%（議決権ベースの希薄化率は229.65%）に相当します。このように、本資金調達の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。

また、割当予定先であるEVO FUNDの保有方針は純投資であり、本新株予約権行使して取得した株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針であると聞いております。したがって、EVO FUNDがこれらの株式を市場で売却した場合、当社の株価に与える影響によって、既存株主の利益を損なう可能性があります。

しかしながら、当社といたしましては、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載のとおり、本資金調達により今後の注力分野への投資を実現していくとともに、財務基盤を安定させることができること等から、本資金調達による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。また、本新株予約権の行使に伴う既存株式の希薄化は本新株予約権の割当日後短期間に生ずるものではなく、第10回新株予約権に関しては原則として約15か月、第11回新株予約権に関しては原則として約5年間にわたり段階的に生じることとなります。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数20,270,000株に係る議決権202,700個の2025年6月30日現在の総議決権数88,266個に占める割合が229.65%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本スキームによる資金調達について、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本スキームによる資金調達を実施する必要があること、さらに、最大発行株式数が固定されており、本新株予約権のうち、第10回新株予約権に関しては、原則約15か月間、第11回新株予約権に関しては、原則約5年間にわたって段階的に行使される予定であることから、希薄化が一度に生じることがなく、既存株主に対する希薄化の規模の影響が限定的であることに鑑み、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、株主総会の開催までにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと等から、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「3. 発行条件に関する事項（2）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年1月27日に入手しております。

本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

第1 本意見の結論

当委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性に関し、下記のとおり意見する。

記

本第三者割当の必要性及び相当性は、認められる。

第2 本意見の理由

1 本第三者割当の必要性について

(1) 本第三者割当の目的及び必要性について

ア 目的の正当性

貴社は、2020年12月期（第29期）第3四半期において、2020年9月30日時点の純資産が 66百万円の債務超過に至ったことにより、貴社株式について上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の指定を受け、その後、同期連結会計年度において債務超過を解消したことによって、猶予期間入り銘柄を解除された。

しかしながら、その後、貴社は、次のとおり、毎期、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年12月期（第33期）連結会計年度において再び 33百万円の債務超過に至った。これにより貴社は、2024年12月31日時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準に適合しない状態となった。

連結会計年度	2021.1～12 (第30期)	2022.1～12 (第31期)	2023.1～12 (第32期)	2024.1～12 (第33期)
売上高	116	111	175	179
営業損益	129	201	279	267
経常損益	128	205	279	271
親会社株主に帰属する当期純損益	150	270	296	387

仮に、貴社が、次の基準日である2025年12月31日までに適合（純資産の額が正となる）見込みである旨の開示ができなかった場合には、貴社株式は、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定され、2025年12月期の有価証券報告書に掲載される連結財務諸表の内容を踏まえた東京証券取引所による適合判定の結果、純資産の額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定された後、上場廃止に至ることとなる。

一方、貴社は、2025年3月28日付で「上場維持基準の適合に向けた計画（流通株式時価総額・純資産の額）及び純資産の額（改善期間入り）について」を公表するとともに、同年11月14日付で「上場維持基準（純資産基準）への適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を公表した。これによれば、同年1月31日付で発行した第8回新株予約権の一部が行使されたことによる164百万円の資金調達によって、2025年3月末時点において債務超過が解消され、さらに、その後に行われた2025年4月から同年9月までの新株予約権の行使による107百万円の資金調達によって、2025年12月期の中間連結会計末時点においても債務超過が解消された状態を維持しているということである。

しかしながら、他方で、貴社の2025年12月期の第3四半期決算短信によれば、貴社は、2025年12月期第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から同年9月30日）においても、257百万円の営業損失、

258百万円の経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失 320百万円をそれぞれ計上しており、業績の有意な改善は現時点では認め難い。

そうとすると、貴社においては、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると言わざるを得ないことから、当該状況の改善が喫緊の課題ということができる。その克服のためには外部からの可及的速やかな資金調達によらざるを得ない。

したがって、本第三者割当の目的は正当と認められる。

イ 運転資金を使途とする670百万円の資金調達の必要性

そして、貴社の説明によれば、貴社グループにおいては、主な固定費として、人件費（月額12百万円）、賃借料（月額3百万円）、その他の販売費および一般管理費（月額10百万円）等を要するところ、貴社が2025年6月25日より起ち上げた系統用蓄電池事業については、系統用蓄電所を取得し、稼働させ、安定的に収益を上げるまでに2年程度を要する可能性があるということであり、他方、貴社の資金繰表によれば、外部からの資金調達によらずしてその間の運転資金の捻出が困難と言い得る見通しであるから、同期間中の運転資金として670百万円を要すると推計したことは、理に適った金額と認められる。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち、670百万円について運転資金として調達を要するとする貴社の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

ウ 系統用蓄電所の取得資金を使途とする3,400百万円の資金調達の必要性

ところで、貴社のセグメント毎の事業の業績を見ると、貴社の2025年12月期の第3四半期決算短信によれば、同期連結会計年度（2025年1月1日から同年9月30日）第3四半期連結累計期間において、スポーツ事業は売上高84百万円（前年同期比0.1%増）、営業利益は23百万円（前年同期比13.6%減）であり、不動産事業は前期同様に売上高の計上に至らず、営業損失が 10百万円（前年同期は 8百万円の営業損失）であり、Web事業は、2023年7月1日より休止中であって、前期同様に売上高は計上されず、営業損失は126千円であり、エネルギー関連事業は前期同様に売上高の計上に至らず、営業損失が 14百万円（前年同期は 12百万円の営業損失）であり、環境ソリューション事業は売上高30百万円（前年同期比41.9%減）、営業損失が 9百万円（前年同期は 46百万円の営業損失）であり、2025年12月期中の新事業である再生医療関連事業は、現時点では細胞培養加工施設の建設中の段階であることから売上高の計上に至らず、営業損失 52百万円であるから、貴社の業績は、依然として苦戦ないし低迷していると言わざるを得ない。

このような貴社の置かれた経済状況を鑑みると、その抜本的な改善策として、貴社が、更なる新事業に活路を見出して、そのための大規模な資金調達に踏み切ること自体は、経営判断として不合理とは直ちにいえない。

そのうえで、貴社の2026年1月28日開示予定の「資本業務提携に関するお知らせ」によれば、貴社は、系統用蓄電池事業の推進拡大を目的として、台湾の上場企業として再生可能エネルギー関連事業を行っているJ&V Energy Technology Co., Ltd.（以下「J&V社」という。）の子会社であり、系統用蓄電池事業者として台湾トップクラスの実績を持つRecharge Power Co., Ltd.（以下「Recharge Power」という。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」という。）を締結し、貴社は、本資本業務提携に基づき投資総額約150億円の規模でRecharge Powerの子会社であるFuture Grid 1号合同会社（以下、「FG社」という。）より系統用蓄電所を取得し、自社保有による運営又は外部顧客へ販売することを計画しているところ、具体的な取得案件として早期に稼働予定の蓄電所も存在していることから、さっそく、翌期（2027年12月期）より当社収益への貢献が可能であると見込んでいるということである。

そこで、当委員会において、貴社から提示を受けた系統用蓄電池事業の事業計画を精査したが、確かに、事業計画上も翌期（2027年12月期）からの黒字化を具体的に見込んでおり、翌々期（2028年12月期）以降も、運営蓄電所数の着実な積み上げに伴う売上及び利益の増加を見込んでいることを確認した。当該計画は、貴社がRecharge Powerより、早期に電力系統へ接続可能な案件を含む2件の系統用蓄電所に加えて、今後3年間で取得を計画している他の系統用蓄電所5件の計7件の系統用蓄電所の取得資金として3,400百万円（1件あたり平均約5億円）の支出を予定するものである。なお、貴社より提示を受けた系統用蓄電池の価格の妥当性に関する資料（複数の他社見積書等）によれば、システム利用料や保守点検費用等のリカーリングコストを除く系統用蓄電所1件（蓄電池代金を含む。）当たりの取得費用は、蓄電池代金を含む系統用蓄電所の所要設備一式につき4億円から5億円、系統用蓄電所建設費用として80～90百万円を要するものと認められることから、系統用蓄電所1件あたり約5億円を見込むことは、系統用蓄電所の客観的な費用相場に照らして、特段違和感のない金額感といい得る。また、その系統用蓄電所の取得代金の支払いスキームについても、開発進捗に応じたマイルストーンごとに分割して支払うことであるが、長期の建設工事等における支払方法としても通例であり、また貴社より提示を受けた他社見積書においてもマイルストーンごとの支払いであることに照らしても、特段違和感のないスキームであるといえる。

そのうえで、系統用蓄電池については、貴社が2026年1月28日開示予定の「資本業務提携に関するお知らせ」において引用するとおり、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた系統用蓄電池の需要増に加えて、政府の系統用蓄電池の制度化（容量市場や需給調整市場など）の政策も相まって、その市場規模が2040年には8兆円を超えると予想されるとする民間マーケティングリサーチ会社の調査結果があることを踏まえれば、事業初年度からの収益の黒字化も格別不自然とまでは言えない。また、貴社の説明及び貴社から提供を受けたRecharge Powerに関する資料によれば、Recharge Powerは、系統用蓄電池のインテグレータとして、豊富な系統用蓄電所の開発実績を有し、アグリゲーターとしても台湾で第2位の運用実績を誇るうえ、台湾電力認定の18件の「Qualified Trader」ライセンスを保有しているなどトップレベルのトレーディングチームを形成していると言い得る。これらを総合的に考慮すれば、系統用蓄電池事業への投資価値は、経済合理性があるものと客観的に認められるし、Recharge Powerはそのためのビジネスパートナーとしての十分な知見と信用力を有しているものと合理的に推察される。そうすると、貴社の系統用蓄電池事業の事業計画で採用されている前提条件及び想定売上等の数値はいずれも具体的かつ合理的であり、実現可能性も相当程度伴っており、客観的に見て、貴社の説明が不自然・不合理と断定できるものは検出できなかった。むしろ、貴社の当該事業計画は、需給調整市場（電気は大量に貯めることができないため、電気の需要（電気の使用量）と供給（発電する量）を常時バランスさせる必要があり、発電事業者、小売電気事業者及び一般送配電事業者は、実需給1時間前のゲートクローズの前後で役割を分担して需給を一致させているところ、ゲートクローズ後の需給ギャップ補填や30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力を取引する市場）における実勢単価（一次調整力）の80%の値に設定するなど前提条件等は保守的に設定されており、ネガティブシナリオも織り込んだうえでおも黒字化を見込める内容と認められる。

一方で、貴社は、急激な参入事業者の増加により、電力系統への連携が完了するまでの期間の長期化や、電力市場の競争環境が将来的に厳しくなる可能性などの課題認識を有しているが、これに対しては、電力系統へ比較的の早期に連携可能な案件を複数ストックしているRecharge Powerと事業提携することによって当該連携完了までの期間の長期化を回避するとともに、Recharge Powerが保有する需給調整に係る高精度・高品質のシステムを使用することによって競争優位性を確保することによって対処することを想定しているということであり、貴社の事業計画は、このような課題認識を踏まえ、これを克服する内容を含むものといい得る。

そうすると、新事業である以上、本件に限らず、その事業計画に一定の不確実性が不可避に伴うことは否定し難いことを考慮しても、系統用蓄電池事業に関する貴社の事業計画の経済合理性ないし実現可能性を否定すべき理由は認められない。

したがって、系統用蓄電池事業の推進拡大を目的として、系統用蓄電所の取得資金を使途とする上記3,400百万円について、本第三者割当により調達する資金から工面しようとする貴社の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、その必要性を否定すべき理由は見当たらない。

(2) 小括

以上によれば、上記ア及びイの合計4,070百万円の資金調達の必要性を首肯できることから、当委員会としては、本第三者割当の必要性が認められると考える。

2 本第三者割当の相当性について

(1) 資金調達方法について

貴社の説明によれば、以下に掲げる理由により、現時点の貴社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられると判断したということである。

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられる。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本新株予約権発行の方がメリットが大きいと考えられる。さらに、現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、貴社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けていない。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、貴社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難である。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性がある。また、現時点では適当な割当先が存在しない。

包括的新株発行プログラム（以下「STEP」という。）は、新株の発行を段階的に行うことにより資金を調達できるという意味では、本資金調達と類似するが、STEPにおいては、価額決定日において当社に未公表の重要事実がある場合には決議ができないこと等の柔軟性に欠ける点がある。一方で、本資金調達は割当予定先の裁量により新株予約権が行使されるため、かかる論点がなく、積極的に、業務提携等の重要な検討・推進をすることができる。

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点があるが、その代わりに転換がなされない場合、満期が到来する際には償還する必要がある。また、MSCBの場合、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられる。

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、貴社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は最近2年間ににおいて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。以上から、今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

借り入れ・社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下し、今後の資金調達の余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断した。

この点、上述したとおり、貴社の既存事業が苦戦ないし低迷する現状等を踏まえれば、上記～並びに及びの新株式発行による増資方法による資金調達の現実的な実現可能性は、客観的に乏しいと言わざるを得ず、その点に関する貴社説明に、特段不合理な点は見出せない。

また、上記の方法は、貴社が指摘するとおり、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数の増加は避けて通れず、かえって、希薄化の影響が顕著であって、その場合、既存株主にとってより不利益

となるから、上述したとおり、貴社の既存事業が苦戦ないし低迷する現状等を踏まえれば、この方法も適当とは言い難い。

したがって、本新株予約権の発行による資金調達の選択は、相当と認められる。

(2) 割当先選定の理由について

ア 企業調査等を専門とする第三者機関である株式会社TMRは、貴社との間で特別の利害関係がないとされる。

同社の調査報告書によれば、割当予定先、その役員及び出資者・株主（以下「割当予定先等」という。）について、いずれも反社会勢力等の関与事実がないことである。また、貴社においても、割当予定先等について、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、反社会的勢力でない旨を確認したことである。

当委員会においても、WEB等の更改情報から割当予定先等の属性情報等について検索したが、反社会的勢力との関係を疑うべき事情は検出されなかった。

以上から、割当予定先等について、反社会的勢力ないしその関係性を疑うべき事情は特段見当たらぬ。

イ また、貴社の説明によれば、割当予定先を選定した理由は次のとおりとされる。

EVO FUND

貴社は、機動的かつ確実な資金調達方法について複数検討する目的をもって2025年9月上旬より、多数の資金調達に貢献した実績があるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（以下「EJS」という。）に相談していたところ、同月にEJSから本新株予約権による資金調達に関する提案を受けた。

新株予約権付社債や普通株式の割当て等による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本新株予約権の発行が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断した。

そして、本新株予約権の行使にともなって段階的に当社が必要とする資金を追加できる本スキームは当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断し、前述のメリット・デメリットを勘案の上、EVO FUNDと協議した結果、本新株予約権の発行による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至った。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であり、これまでの投資実績として、第三者割当の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、発行会社の資金調達に寄与した案件が多数ある。

なお、EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当した。

Recharge Power

貴社は、前述の通り、貴社が行う系統用蓄電池事業において、台湾トップクラスの系統用蓄電池事業者であるRecharge Powerと資本業務提携契約を締結することとなったものである。当該資本業務提携により、貴社は、今後投資総額約150億円の規模でRecharge Powerより系統用蓄電所を取得し、自社保有による運営または外部顧客へ販売することを計画している。さらに、取得した蓄電所の運営においても、Recharge Powerが有する系統用蓄電所の運用保守業務及び電力市場での取引業務に関する豊富な知見を投入することができ、電力市場での高い運用成果についても期待ができるものと考えている。

したがって、Recharge Powerとの本資本業務提携により、当社系統用蓄電池事業が当社全体の収益への高い貢献が期待できることから、当社の企業価値・株主価値向上に大いに資する取り組みであると判断し、割当先として選定した。

SIC ENERGY

SIC ENERGYは、2002年にシンガポールで設立され、有価証券の売買、管理、保有、運用及等の投資事業を行う法人である。同社は、貴社代表取締役である眞野氏がJ&V社の創業者であるKai Tan（譚宇軒）氏から紹介を受け知己であったところ、眞野氏が2025年9月中旬より貴社の事業内容及び本第三者割当の趣旨を説明したところ、貴社の事業内容への評価、並びに今回の当社の増資内容・意義に対する賛同を得て、割当先として選定した。

眞野氏

眞野氏は、貴社代表取締役であり、同氏が自ら一定の資本を投入することで、当社の企業価値向上への強いコミットメントを示し、経営者としての責任をより一層明確にし、さらに責任を持って取り組むことが可能となることから、貴社の今後の株主価値向上に資すると判断し、同氏に打診したところ、第三者割当を受けたいとの回答を受けた。そこで、貴社は、同氏を割当予定先として選定した。

PARK氏

PARK氏は、貴社取締役である中山宏一氏と旧来の知己であり、中山宏一氏が2025年10月上旬より

PARK氏に貴社の事業内容及び本第三者割当の趣旨を説明したところ、貴社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の増資内容・意義への賛同を得たため、割当先として選定した。

ウ このような割当予定先の選定理由に特段不合理・不自然な点は認められない。

そのうえ、本新株予約権の譲渡については貴社取締役会の承認を要することから、貴社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する貴社株式の保有方針の確認を行い得るのであって、しかば、不相当な株主の出現は水際であらためて阻止でき得るといえる。

以上によれば、本第三者割当の割当予定先の選定は、相当ということができる。

(3) 発行条件について

ア 貴社は、貴社及び割当予定先との間に重要な利害関係の無い第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（以下「本算定機関」という。）に本新株予約権の評価を依頼し、その評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第10回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の18円、第11回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の14円とそれぞれ設定した。

そこで、当委員会においても、本算定機関のかかる評価報告書の記載内容を検討したが、本算定機関が用いた手法は、実務上合理的なオプションの評価額の算定方法の一つと考えられるモンテカルロ・シミュレーションによっており、その前提条件及び合理的に想定された仮定等についても、特段の不合理な点は検出されなかった。したがって、本算定機関による評価額は、市場慣行に準じて一般的な方法で算定した公正価値評価額と同等額を決定したものと認められ、その合理性を認めることができる。

本新株予約権の払込金額は、本算定機関による評価額と同額というのであるから、その合理性を首肯できる。

イ 次に、本新株予約権の行使価額について、行使価額が株価に連動して修正されていく行使価額修正条項付の新株予約権においては修正時に行使価額が直前株価から一定のディスカウントがなされた価額に修正されるのが一般的であるところ、第10回新株予約権においては行使価額の修正時にディスカウントがなく、市場株価から乖離が少ない価額での行使が帰結される。その意味で、貴社株価への影響を抑えるとともに、行使時の調達額を増加させるという側面において、貴社にとって有利な条件と言える。

他方、第11回新株予約権の行使価額は、かかるディスカウントがなされるが、その水準は、直前株価の90%にとどまり、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件と比較して妥当な水準と考えられる。

また、発行決議日前営業日の終値の50%という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件と比較して妥当な水準と考えられる。

ウ 以上から、本新株予約権の払込金額及び行使価額は、いずれも相当と認められる。

(4) 希薄化による既存株主への影響について

ア 前述したとおり、本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、20,270,000株（議決権数202,700個）となり、2025年6月30日現在の発行済株式総8,828,500株（議決権数88,266個）に対して、229.60%（議決権比率229.65%）の希薄化が生じる。それゆえ、本第三者割当は、既存株主への影響が相応に認められることから、当委員会としても、その相当性の判断は慎重にならざるを得ない。

しかしながら、上述したとおり、貴社は、2020年12月期（第29期）第3四半期において、2020年9月30日時点の純資産が 66百万円の債務超過に至ったことにより、貴社株式について上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の指定を受け、その後、同期連結会計年度において債務超過を解消したことによって猶予期間入り銘柄を解除された後においても、業績は毎期営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2024年12月期（第33期）連結会計年度において再び 33百万円の債務超過に至り、これにより貴社は、2024年12月31日時点において、東京証券取引所スタンダード市場における上場維持基準に適合しない状態となった。その後、2025年1月31日付で発行した第8回新株予約権の一部が行使されたことによる資金調達によって、2025年3月末時点において債務超過が解消され、同年12月期の中間連結会計末時点においても債務超過が解消された状態を維持しているものの、貴社は、2025年12月期第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から同年9月30日）においても、 257百万円の営業損失、258百万円の経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失 320百万円をそれぞれ計上しており、業績の有意な改善は現時点では認め難く、貴社においては、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると言わざるを得ない。

したがって、貴社においては、資金調達の必要性及び緊急性が高度に認められ、時機に後れることなく、積極果敢な資金調達を行わざるを得ない状況にあると言い得るから、資金調達に相応のリスクを伴うことはやむを得ない側面がある。そして、貴社の説明によれば、現状、本第三者割当による資金調達

以外の資金調達の選択肢は貴社に無いということであり、そうとすると、この機会を逃せば、貴社の事業継続自体が不可能となる現実的な危険が否定できないと考えられる。

イ 一方で、本第三者割当による資金調達によって、市場規模の拡大が見込まれる系統用蓄電池事業の推進拡大による収益増や財務体質の改善、ひいては財務基盤の安定が期待されるというメリットがあるのも事実であって、本第三者割当は、中長期的に見て、貴社の企業価値の向上、ひいては既存株主の利益（株主価値の向上）につながる可能性が一定程度認められる。

ウ また、本新株予約権のうち、第10回新株予約権は原則として約15か月、第11回新株予約権は原則として約5年間にわたってそれぞれ段階的に行使される予定とされるから、希薄化による影響を限定するための設計上の工夫がなされていると言い得る。

エ 以上からすれば、本第三者割当に伴う希薄化による既存株主の影響が相応に生じる可能性は否定できないものの、一方で、既存株主の利益に資する側面も相当に認められることから、必ずしも既存株主の利益を一方的に損なうものとまでは認められない。

貴社普通株式の流動性（過去6か月における1日当たり平均出来高が280,420株）等も併せ考慮すれば、当委員会は、希薄化という一事をもって本第三者割当が不相当ということはできず、むしろ、本第三者割当に関して言えば、希薄化という不利益を超えるメリットが認められるものと考えられる。

(5) 払込の確実性について

貴社の説明によれば、割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容は、要旨、次のとおりのことである。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2025年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産等の残高報告書により確認した。払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金が十分であると判断した。

EVO FUNDは、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、行使及び売却を繰り返して行なうことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額をEVO FUNDの純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては十分であると判断した。

Recharge Power

Recharge Powerからは、直近3期分の監査済み決算書により確認した。直近決算期末時点における現金等の流動資産残高だけでなく、純資産についても585,956千台湾ドルの残高を有していることから、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断した。

SIC ENERGY

SIC ENERGYからは、2025年10月31日時点の金融機関の預金残高の写しの提供を受け、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認した。当該預金の残額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

眞野氏

眞野氏からは、2025年12月21日時点における金融機関の預金残高の写しを受領し、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認した。また、本新株予約権行使するため必要な資金につきましては、同氏より、行使期間中に金融機関からの借入等を利用する予定であり、上記資産残高と併せて本新株予約権の全部の行使に要する資金を確保する予定である旨を口頭で確認した。なお、現時点において、本件増資にかかる情報を金融機関等に開示できないことから、本件借入に関する具体的な交渉は開始していないものの、同氏によると、本件増資の公表後、長年取引関係にある三菱UFJ銀行を含めた金融機関にて本件借入に関する交渉を開始する予定であり、本件借入が十分にできない場合には、割り当てられた新株予約権を時機に応じて行使できる可能性がある旨、口頭にて確認した。

PARK氏

PARK氏からは、2026年1月5日時点の預金通帳の写し、同氏を借主、株式会社FTG Companyを貸主とする2026年1月8日付融資枠設定契約書（融資限度額：1億円、返済期日：2031年1月31日、金利：年2.0%、担保または保証：なし）の写し及び2026年1月8日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認した。なお、当該預金残高及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

以上によれば、割当予定先のうち、EVO FUND及びRecharge Powerについては、十分に信用性及び客觀性のある資料によって、本新予約権の発行価額及びその行使代金の総額に足る現預金その他の流動資産の存在が確認されたものと認められる。

その他のSIC ENERGY、眞野氏及びPARK氏についても、本新株予約権の発行価額に相当する金額については、預金残高等の客觀性のある資料により確認ができたということであるから、少なくとも、本新株予約権の発行価額が払い込まれる蓋然性は高いと認められる。

他方、SIC ENERGY及びPARK氏については、本新株予約権の行使代金に不足する部分について割り当てられた本新株予約権の一部行使し取得した貴社株式の売却代金をもって残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨を、眞野氏については、行使期間中に金融機関からの借入等を利用する予定であり、上記資産残高と併せて本新株予約権の全部の行使に要する資金を確保する予定である旨を、それぞれ口頭にて確認したというにとどまる。

したがって、これらの割当予定先については、本新株予約権の行使について、不確実性が残ることは否定できないものの、以上を総合考慮すれば、新株予約権の払込及び行使のいずれについても、その代金が現実に支払われる可能性に関する貴社の説明が不合理であるとまでは直ちにいえない。

(6) 小括

以上を総合的に考慮し、当委員会としては、本第三者割当の相当性は認められると考える。

3 結語

以上の次第で、当委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性のいずれも認められるとの結論に至ったものである。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

また、当社取締役会にて、本第三者委員会の意見を参考に、既存株主への影響も踏まえ、十分に討議・検討した結果、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期、提出日2025年3月28日）及び半期報告書（第34期中、提出日2025年8月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年1月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第33期有価証券報告書の提出日（2025年3月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月28日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年3月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年3月28日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

眞野定也、中山宏一、山室敬史、浅田大の4名を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

四方直樹を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合（%）
第1号議案					
眞野 定也	24,705	301	-	(注) 1	可決98.8
中山 宏一	24,705	301	-	(注) 1	可決98.8
山室 敬史	24,704	302	-	(注) 1	可決98.8
浅田 大	24,659	347	-	(注) 1	可決98.6
第2号議案					
四方 直樹	24,704	343	-	(注) 1	可決98.6

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期、提出日2025年3月28日）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金等は、当該有価証券報告書の提出日（2025年3月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年1月28日）までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年3月28日～ 2026年1月28日	1,700,000	9,828,500	131,427	408,476	131,427	686,365

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月28日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第34期中)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としてあります。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し、債務超過となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことを決議し、2025年1月31日に払込が完了している。また、同日付で当該新株予約権の一部が権利行使されている。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、新たな事業を開始すること、当該事業を担当する部門として新たに連結子会社を設立すること等を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は2022年12月期に環境ソリューション事業を行うエイチビー株式会社の全株式を取得して子会社とし、その際にのれん320百万円を計上した。こののれんは3年間で均等償却していたが、当期において、産業廃棄物の受入数量が当初策定の営業計画を大きく下回ったこと等から、同事業における超過収益力がなくなり将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスになったとして、当期にのれんの残額の全額を減損し、133百万円の減損損失を計上している。</p> <p>こののれんの減損損失の計上額は金額的重要性が高いこと、のれんの評価には経営者の主觀的な判断を伴うこと、事業を取得してから短期間のうちにのれんの全額を減損することになったことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価及びのれんの減損損失の計上の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)のれんの評価に関する会社の内部統制を理解した。 (2)会社による当該のれんの減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定について、以下の手続によりその合理性を検証した。 <ul style="list-style-type: none"> ・経営者への質問、並びに取締役会及びコンプライアンス委員会の議事録の閲覧を通じて、環境ソリューション事業の経営環境を理解した。 ・過年度の事業計画と実績を比較するとともに、経営者に対する質問を通じて、経営者による将来キャッシュ・フローの見積りにおける仮定の合理性を検討した。 ・経営者による仮定に基づき、将来キャッシュ・フローが正しく計算されていることを確かめた。 (3)のれんの残高が将来キャッシュ・フローに基づく使用価値(零)まで減額されているかどうかを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイホールディングスの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジェイホールディングスが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社ジェイホールディングス

取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 隆伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングスの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、債務超過となつたことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことを決議し、2025年1月31日に払込が完了している。また、同日付で当該新株予約権の一部が権利行使されている。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2025年1月15日開催の取締役会において、新たな事業を開始すること、当該事業を担当する部門として新たに連結子会社を設立すること等を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

子会社（株式会社ジェイクレスト）に係る株式及び貸付金の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

監査上の対応

会社は当期において、子会社である株式会社ジェイクレストの財政状態が悪化したこと等から、当期において当該子会社株式90百万円について全額の評価減を行い、子会社株式評価損90百万円を計上した。 また、当期において同社に対する長期貸付金230百万円等についても全額の貸倒引当金を計上した。 この子会社株式評価損及び貸倒引当金の計上額は金額的重要性が高く、また株式や債権の評価には経営者の判断が伴うことから、当監査法人は株式会社ジェイクレストに係る子会社株式の評価損の計上及び同社に対する債権に係る貸倒引当金の計上について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、株式会社ジェイクレストの子会社株式の評価及び同社に対する債権の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1)子会社株式の評価及び貸倒引当金の計上に関する会社の内部統制を理解した。 (2)会社による評価の方法及び結論について、以下の手続によりその合理性を確認した。 ・経営者への質問、並びに取締役会議事録等の閲覧を通じて、子会社の経営状況を確認した。 ・会社が作成した評価検討シートを入手し、子会社の財務データと突合すること等によりその内容を検証し、会社による評価の合理性を確認した。 (3)子会社株式評価損及び貸倒引当金の計上額について、関連資料との突合及び再計算を実施した。
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社ジェイホールディングス
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 隆伸

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイホールディングス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上し債務超過となった。当中間連結会計期間においては、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適切に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適切に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれておりません。